

# 岐阜県スポーツ少年団 活動指針

## 1 概 要

この活動指針は、成長期にある青少年の発育・発達・気力・体力等を考慮し、スポーツ少年団活動を通じて「よりよい青少年の健全育成と生涯スポーツの普及」を行うため、岐阜県内におけるスポーツ少年団活動に関する方針を示すガイドラインである。

## 2 指導者、役員及びスタッフに関する事項（18歳以上）

- (1) 単位スポーツ少年団（以下、「単位団」という）活動に携わる指導者は、公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者資格保有者とする。
- (2) 単位団活動に携わる役員及びスタッフは、当該年度のスポーツ少年団に登録している者とする。
- (3) 単位団活動に携わるすべての者は、別に定められた「スポーツ少年団の理念」に基づいて指導すること。なお、スポーツ少年団の目的にふさわしくない行為があったと認められるときは、スポーツ少年登録者処分基準に基づき、登録を取り消す等の処分をされる場合がある。
- (4) スポーツ少年団活動は、主役たる団員・指導者・役員・スタッフ・保護者の同意に基づき、円滑に行うこと。
- (5) 団員の発育・発達に合わせた指導を行い、障害があるような過度な活動は禁止する。
- (6) 単位団活動中は、少なくとも1名は指導者が指導にあたること。
- (7) 県の公式事業に参加する指導者は、原則として、スポーツ少年団の理念を学んだ者であること。なお、参加条件の詳細は各事業の実施要項に定める。
- (8) スポーツ少年団の指導に携わる者は、積極的に研修会等に参加し、資質の向上に努めること。

## 3 団員に関する事項

- (1) 単位団活動に携わる団員は、当該年度のスポーツ少年団団員登録をすること。

## 4 単位団に関する事項

- (1) 単位団の構成・登録にあたっては、以下の条件をすべて満たす必要がある。
  - ①18歳以上の「指導者」の2名以上の登録
  - ②2名以上の指導者が「スポーツ少年団の理念」を学んでいること（①と重複可）
  - ③団員は10名以上の登録が必要であるが、10人未満であっても当該市町村本部長が承認すればその限りではない。
- (2) 活動時間は、公式事業を除き下記のとおりとすること。
  - 1) 実質の活動時間として平日は1日2時間程度、休日・祝日は1日3時間程度とし、1週間に2、3回程度で無理のないスケジュールで行うこと。
  - 2) 夜間9時以降の活動は控えること。（ただし、宿泊を伴う活動は除く。）
  - 3) 毎月第3日曜日は「家庭の日」とし、単位団活動は自粛すること。なお、「家庭の日」にふさわしい活動であれば活動してもよい。
  - 4) 練習試合は公式事業として認めないため、上記事項を遵守すること。

## 5 その他

- ・日本スポーツ少年団及び岐阜県スポーツ少年団が定める各種規程に基づき作成した指針であるため、これ以外の事項については、規程に従うこと。
- ・上記事項以外の必要事項については、各市町村スポーツ少年団で協議すること。

## （附 則）

- ・この活動指針は、平成22年3月17日から施行する。
- ・平成26年4月1日に一部改定
- ・平成27年4月1日に一部改定
- ・令和2年5月28日に一部改定
- ・令和5年4月1日に一部改定
- ・令和5年5月31日に一部改定